

羽村市 AZEMS プロジェクト

業務説明書

平成 26 年度 - 27 年度

東京都羽村市

平成 26 年 10 月

1. 目的

本実施要領は、羽村市（以下「本市」という。）が「AZEMS プロジェクト」を実施するにあたり、その基本設計、施工、運用及び保証をトータルして行い得る能力を有する事業者の中から、豊富な経験、実績、信頼性を有する優れた事業者を公募型のプロポーザル方式（以下「プロポーザル」）により募集し、選定及び特定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 名称

AZEMS プロジェクト 【AZEMS (I他ぐん) : All Zero Emission Mobil System】

(2) 履行場所

東京都羽村市役所（東京都羽村市緑ヶ丘 5-2-1）

(3) 履行期間等

平成 26 年において契約を締結した日から平成 27 年 11 月末日までの間とする。

ただし、平成 26 年度における契約は基本設計部分とし、施工部分は平成 27 年度の契約とする。

なお、平成 27 年度の施工部分は、来年度の国庫補助の交付を見込んでおり、国庫補助の交付の状況によっては、本事業の中止又は 2.（5）限度額の事業費の変更があり得るものとする。

基本的なスケジュールについて以下に示す。

日程	内容
平成 26 年 10 月 28 日	本件プロポーザル公示
平成 26 年 11 月 5 日	本件プロポーザル参加表明書提出期限
平成 26 年 11 月 7 日	本件プロポーザル選定公示（予定）
平成 26 年 11 月 10 日	本件プロポーザル技術提案者現場説明会（予定）
平成 26 年 11 月 26 日	本件プロポーザル技術提案書提出期限
平成 26 年 11 月 27 日	本件プロポーザル技術提案者ヒアリング
平成 26 年 12 月 10 日	本件プロポーザル技術提案者特定公示（予定）
平成 26 年 12 月中旬	本件プロポーザルに基づく基本設計部分の随意契約
平成 27 年 2 月初旬	基本設計図書等の納品及び検査
平成 27 年 2 月中旬	基本設計部分の契約に係る請求
平成 27 年 3 月下旬	基本設計部分の契約に係る請求に対する支払い
平成 27 年 4 月～6 月	国庫補助交付申請及び決定（予定）
平成 27 年 7 月	本件プロポーザルに基づく施工部分の随意契約（予定）
平成 27 年 10 月下旬	試験運転（予定）
平成 27 年 11 月下旬	施工部分（システム）検査及び本稼働（予定）
平成 27 年 12 月	施工部分の契約に係る請求（予定）
平成 28 年 1 月	施工部分の契約に係る請求に対する支払い（予定）

※具体的な納品、搬入日及び調整方法は特定後に協議のうえ決定する。

(4) 基本方針

市庁舎陸屋根部分に太陽光発電（以下「PV」という。）設備を設置して再生可能エネルギー供給源とし、この電力を二次電池に蓄電した上で、市内路線バスである電気バスはむらん用の既設電気自動車（以下「EV」という。）用急速充電器、一般EV用の急速充電器及び市庁舎にPV電力を供給するシステムを構築する。

(5) 限度額

95,001,000 円（消費税、地方消費税を含む）

【平成 26 年度基本設計 5,500,000 円（消費税、地方消費税を含む）】

【平成 27 年度施工 89,501,000 円（消費税、地方消費税を含む）】

3. 基本技術方針

PV と二次電池を用いることで、2 基の EV 用急速充電器に必要とされる 100kVA の最大需要電力の抑制（平準化）を図り、PV の低容量化と再生エネルギーのみで稼動する EV 交通システムを実現する。

また、二次電池を導入することで不安定な PV 電力を安定化して供給するとともに、余剰する PV 電力を市庁舎に用いて商用電力を抑制（特に最大需要電力の抑制、ピークカット）することを可能とする。

これによって、市庁舎に供給されている商用電力を再生可能エネルギーによる電力に代替することにより、エネルギー起源 CO₂ を削減するとともに、電気バスはむらん及び EV の CO₂ 排出量をゼロ化し、真にゼロエミッションの EV 交通システムを創出する。

なお、商用電力が途絶した場合においても、PV と二次電池を有効に活用して、EV 用急速充電器の稼働、市庁舎への PV 電力供給を確保する。

(1) 設備に係る基本技術方針

本件の提案範囲は、技術提案を求めるテーマに基づく、物品の調達、施工（必要な設置作業及び電気配線作業を含む。）、調整一切の事項を含むものとする。

1) 太陽光発電設備（パワーコンディショナー、架台、計測機器を含む。）

ア) PV 設備

- ① 西分室、西庁舎の陸屋根に PV モジュール（以下「PVm」という。）を分割して設置すること。
- ② PVm 設置配分は現場を調査の上、適切な容量と配置を提案すること。
- ③ PVm は、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）が行う PVm の認証（JETPVm 認証）に適合又は準じたものであって、PVm のセルの実効変換効率が次の基準変換効率以上のものを提案すること。
 - ・シリコン単結晶系太陽電池 16.0パーセント
 - ・シリコン多結晶系太陽電池 15.0パーセント
 - ・シリコン薄膜系太陽電池 8.5パーセント

イ) パワーコンディショナ

- ① JET 認証登録品又はその相当品であって、その基本的な性能が保証されている製品を

提案すること。

- ② 現場調査の上、適切な容量、場所及び配置を提案すること。

ウ) PVm 設置架台

- ① 設置提案場所に応じた適切なものとし、重量、施工性、耐風性及び耐震性に優れるものを提案すること。
- ② 既存のシート型屋上防水の保証を損なわない提案をすること。

2) 二次電池システム

ア) 二次電池システム

- ① PV 電力を蓄電できるもので、産業用の二次電池として日本工業規格（以下「JIS」という。）において要求されている能力に適合しているものを提案すること。
- ② 電池容量、入出力容量は、全体システムとしてバランスの取れた適切な容量を提案すること。
- ③ 二次電池システム設置場所は、現場調査の上、適切な配置を提案すること。

イ) 非常時基本事項

商用電源の停電時に係る運用を提案すること。

3) EV 用急速充電器

ア) 新設EV用急速充電器

- ① 3相200V交流電源から直流電流に変換し、EV用の電力及び通信ケーブルを用いてEV内の二次電池に対し充電電流を安全に供給する装置を提案すること。
- ② CHAdeMO規格に準拠した機種を提案すること。
- ③ 電気特性は次の事項を満たすものを提案すること。
 - ・入力：3相200V、50Hz
 - ・最大出力：50kW
 - ・最大出力電圧：DC500V
 - ・最大出力電流：125A以上
- ④ 一般EVユーザーへの24時間開放について、次の事項を踏まえること。
 - ・有料課金に関すること
 - ・認証方式に関すること
 - ・利用制限に関すること
 - ・利用実績に関すること
 - ・EV用急速充電設備の利用案内に関すること

イ) 既設電気バスはむらん用急速充電器

既に設置され、商用電源にて稼働している電気バスはむらん用急速充電器について、PV電力を用いて稼働させ、システム化を図ること。

4) 付帯設備

システムとして構築するうえで要する設備、システムを運用又は利用するうえで要する設備について提案すること。

5) 設置工事及び電気工事（特定負荷工事を含む）

ア) 基本事項

- ① 工事の日程、時間帯は本市の業務に支障が無いように提案すること。
- ② 騒音を発生する工事は、本市の土日開庁業務及び市議会へ配慮すること。
- ③ 機器等の撤去がある場合は、適切な運搬及び処分とすること。
- ④ 基礎工事が必要な場合は、その費用を見積もること。
- ⑤ 工事中における庁舎利用者、市民及び市職員に対する安全を確保すること。

イ) 配線、埋設及び配管工事

- ① 西分室から西庁舎への配線について、既存の非常用発電設備に係る配管（直径100ミリメートル配管）を用いることができる。
- ② 既存の電気設備に係る図書は2.（3）履行期間等に掲げる本件プロポーザル公示日より本件プロポーザル技術提案書提出期限まで閲覧及び複写することができる。

（2）設置場所

市庁舎敷地内及び建物とする。

詳細は、別紙「設置予定場所図」を基本に提案すること。

（3）保証等について

本業務は全ての設備を包括して運用する「システム」であることを考慮して、保証に関する提案を行うこと。

（4）その他

- 1) 本業務の設計及び施工に関して、安全、保安、施設機能保全、耐候性、防火に配慮して提案すること。
- 2) 受電設備状況を勘案のうえ、工事費用を低減するように、全ての機器及び設備の選定を行うこと。
- 3) 変電設備の新設または改造を要するときは、その費用の低減を図ること。
- 4) 本業務の設置及び施工に関して、必要となる申請手続きを提案すること。設置者に対して協力をを行うこと。

4. 同種又は類似業務について

次のとおりとする。

- （1）対象年度は、平成21年度から平成25年度とする。（当該期間に完了した業務に限る。）
- （2）対象とする同種又は類似業務の範囲は、次のとおりとする。
 - 1) 同種業務は、3.（1）設備に係る基本技術方針に掲げる設備を組み合わせて実施した業務とする。（例：太陽光発電設備と二次電池システムを用いた発電とピークカットなど）
 - 2) 類似業務は、3.（1）設備に係る基本技術方針に掲げる設備のいずれかを用いて実施した業務とする。（例：産業用太陽光発電設備の設置、EV用急速充電器の設置など）

5. 技術提案者の選定について

- （1）選定数は5者とし、参加表明書の提出がこれに満たない場合には全てを選定する。
- （2）評価基準は次のとおりとする。

- 1) 参加表明者の経験及び能力 加点方式 配点 20
 - ア) 専門技術力【同種又は類似業務の実績】
 - イ) 管理技術力【本業務の予定技術者数】
 - ウ) 履行保証力【財務能力】
 - エ) 瑕疵担保力【賠償責任能力】
 - オ) 遵法性【公正取引委員会からの排除勧告、警察機関からの排除要請】
- 2) 参加表明者の成績及び表彰 加点方式 配点 20
 - ア) 成績【同種又は類似業務の成績】
 - イ) 業務表彰【同種又は類似業務により受けた表彰】
- 3) 参加表明者の事故及び不誠実な行為 減点方式
 - ア) 指名停止
 - イ) 書面による警告及び注意
- 4) 予定管理（主任）技術者の同種又は類似業務の資格及び実績 加点方式 配点 20
- 5) 予定管理（主任）技術者の同種又は類似業務の成績及び表彰 加点方式 配点 20
- 6) 業務実施体制【本業務に関連する全ての予定技術者数、資格、実績】 加点方式 配点 20

(3) 提出期限は、平成26年11月5日（水曜日）とする。

6. 技術提案者の特定について

(1) 特定テーマは次のとおりとする。

- 1) 特定テーマ1
 3. (1) 設備に係る基本技術方針及び 3. (2) 設置場所に基づくシステム構築について
- 2) 特定テーマ2

平常時及び非常時におけるシステムの運用について
 (東庁舎防災対策機能の保全とシステムの包括的運用)

(2) 技術提案書の提出にあたっては、実施要領の提出書類に加え、以下の書類を添付すること。

- 1) システム構成図（A4判1枚以内）
- 2) 使用を予定している機器の仕様書又はカタログ等（必要部分に限る）
- 3) アフターサービスに関する体制（A4判1枚以内）

(3) 既存資料の閲覧について

次の資料について、本業務公示日から技術提案書提出期限までの間の閲覧及び複写を可とする。

- 1) 電気設備工事に係る図面
- 2) 庁舎等の建築に係る図面

(4) 現場確認について

次の日程において、現場確認を行えるものとする。

なお、現場確認に際しては必ず本市担当者と調整のうえ行うこと。

- 1) 技術提案者現場説明会を平成26年11月10日（月曜日）午前9時30分より行う。

2) 技術提案者単独での現場確認は、技術提案者現場説明会以降の日より技術提案書提出期限までの間とする。

(5) 技術提案書の提出期限は、平成26年11月26日(水曜日)とする。

(6) ヒアリングについて

技術提案書の提出を行った者について、次のとおりヒアリングを実施する。

1) 平成26年11月27日(木曜日)午前9時30分から 市役所2階203会議室

2) ヒアリングは1者につき、次の方法により合計30分以内とする。

ア) プレゼンテーション方式による技術提案内容の説明 15分程度

イ) 質疑応答 15分程度

(7) 評価基準は次のとおりとする。

1) 予定管理(主任)技術者等の経験及び能力 加点方式 配点10

ア) 予定管理(主任)技術者、予定技術者及び予定照査技術者の同種又は類似業務の資格及び実績

イ) 予定管理(主任)技術者及び予定技術者の専任性【手持ち業務金額及び件数】

2) 予定管理(主任)技術者等の成績及び表彰 加点方式 配点10

ア) 予定管理(主任)技術者及び予定技術者の同種又は類似業務の成績及び業務表彰

3) 実施方針等 加点方式 配点20

ア) 業務理解度【目的、条件及び内容の理解度等】

イ) 実施手順【実施フロー及び工程計画の妥当性と工夫】

ウ) 照査能力【照査手法と工夫】

4) 特定テーマに対する技術提案 加点方式 配点60

ア) 的確性【特定テーマに応じた整合性等】

イ) 実現性【実現能力と実績】

ウ) 独創性【システム構築と運用に対する優れた提案】

5) 技術提案者の事故及び不誠実な行為 減点方式

ア) 指名停止

イ) 書面による警告及び注意

6) 経費の妥当性【提案内容に対する経費の妥当性と削減工夫】 加点方式 配点25点

7. その他留意事項

(1) 契約について

本業務は、設計者責任施工方式により、一括してその業務を特定し、単年度ごとに随意契約を締結するものである。

このため、平成26年度は基本設計業務のみの契約となり、その他の工事1式は、平成27年度の契約となるが、発注者からの仕様変更がない限り、本件において採択された見積金額からの増額は認めないものとする。

なお、2.(3)履行期間等において示すとおり、平成27年度の施工部分は、来年度の国庫補助の交付を見込んでおり、国庫補助の交付の状況によっては、本事業の中止又は2.(6)

限度額の事業費の変更があり得ることを承認するとともに、契約には次の仕様が含まれることを踏まえて技術提案書を提出すること。

1) 基本設計について

特定された提案を基に、本市と協議のうえ基本設計をすること。

2) 完成図書の提出

次のとおり、完成図書として提出すること。

ア) 基本設計終了時において速やかに次の書類を提出すること。

①仕様書

②設計計算書

③図面

④工程表

イ) 施工完了時において速やかに次の書類を提出すること。

①機器仕様書

②実施設計するとき、その書類及び図面

③製品検査結果報告書

④取扱説明書

⑤製品保証書

3) 検査について

基本設計に関する書類の引渡し及びシステムの引渡しに際して、納入する機器、システムの「工場製品検査結果報告書」及び「現地検査報告書」、その他本市が必要とする報告書の提出を行うこと。

また、本市の検査及び国庫補助に関する検査には、本市が指定する検査に応じることのできる管理（主任）技術者、照査技術者及び技術者が立ち会いすること。

4) 技術指導について

技術提案の特定を受けた者は、本市又は市長が別に指定する者に対し、必要な技術指導を行うものとする。

5) 申請手続きについて

本業務の設置及び施工に関する必要な申請手続きを発注者に対して協力すること。

(2) 支払条件は、検査終了後において、適法である請求書を受理した日から60日以内とし、契約書において定めるものとする。

8. 問合せ先

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

羽村市産業環境部環境保全課 担当：横山拓史

TEL：042-555-1111 内線225

FAX：042-554-2921

電子メール：s205000@city.hamura.tokyo.jp